

仕様書(案)

1 業務名

テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援及び運用業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 テレワーク（在宅勤務）システム使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 テレワーク（在宅勤務）システム納入期限

令和8年3月31日

5 履行場所

三重県津市広明町13番地

三重県庁1階 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 内

6 業務の概要

「7 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様」を満たすサービスの利用権（ライセンス）を「4 テレワーク（在宅勤務）システム納入期限」に示す期限までに三重県に付与すること。

また、テレワーク（在宅勤務）システムを利用できるように、導入支援を行うこと。

併せて、テレワーク（在宅勤務）システムの稼働開始後、システムの運用を行うこと。

7 支払い条件

業務委託契約書に記載のとおりとする。業務未完了分を前倒しで支払うことはできない。契約期間中に消費税法が改正された場合は、該当期間の費用について改正後の税率を適用する。また、改正日が期中の場合は、当該年度の支払額を改正前後の期間に分けて支払う。

8 テレワーク（在宅勤務）システムの仕様

（1）システム構成

システム構成イメージ図は別紙1のとおりであり、職員の自宅端末（以下、「自宅端末」という。）から三重県行政WANに接続された所属の自席端末（以下、「所属内端末」という。）に接続し、画面転送によるリモートデスクトップ方式とする。

テレワーク（在宅勤務）システムは、パブリッククラウドで提供すること。

（2）利用者

職員1,300名を利用対象者とし、最大500名が同時に利用できるライセンスを調達すること。

（3）動作環境

自宅端末（Windows、macOS、Ubuntu搭載端末）から所属内端末（Windows）をリモートコントロールできること。

（4）機能要件

- ア インターネットに接続した自宅端末から、インターネット接続系で利用している所属内端末へのリモート接続サービスを提供すること。
- イ 自宅端末からのリモートコントロールは、専用のソフトウェア及びウェブブラウザ (Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari) から操作可能であること。
- ウ 接続方式は所属内端末へのリモートデスクトップとなるため、HTTPS 通信により実施すること。また、自宅端末から所属内端末への直接接続は不可とする。
- エ SaaS／DaaS 等のサービス設備（以下、「サービス設備」という。）とインターネットの接続境界にはファイアウォールを設置し、必要な通信以外を遮断すること。
- オ リモートコントロール実施前に Authenticator を使用した二要素認証の設定が可能であるとともに、スマートフォンを使わないハードウェアトークンなど Authenticator 以外の認証方式（SMS 認証及びメール認証を除く）でも二要素認証の設定が可能であること。
- カ 所属端末への接続時には、Windows の認証画面を表示 ID/パスワードによる認証を実施すること。
- キ 所属内端末と自宅端末間のファイル転送を禁止できること。
- ク 所属内端末のサウンドを、自宅端末に出力可能のこと。
- ケ リモート接続の切断時に、所属内端末を自動的にロック状態にできること。
- コ 自宅端末と所属内端末とのドライブ共有、プリンタ共有、クリップボード共有が禁止できること。
- サ 一定時間リモート接続において無操作だった場合に自動的にタイムアウトし、リモート接続を終了する設定が可能のこと。
- シ リモート接続時に、接続先端末の画面をブランクスクリーンにする設定が可能のこと。
- ス システムの利用履歴を取得し参照できること。
- セ 三重県において、システムの利用者の追加及び削除にかかる作業が可能であること。

（5）非機能要件

- ア テレワーク（在宅勤務）システムが稼働する基盤については、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されているクラウドサービスを利用していること。
- イ テレワーク（在宅勤務）システムを提供するサービス事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- ウ テレワーク（在宅勤務）システムを提供するサービス事業者は、テレワーク（在宅勤務）システムに用いるオペレーティングシステム、アプリケーション及びサーバー等の機器等に対する障害監視を行っていること。
また、脆弱性が発見された場合、サービス事業者において対応する体制がとられ

ていること。

- エ テレワーク（在宅勤務）システムを提供するサービス事業者は、提供サービスの内容の変更又はサービスを終了する場合、事前に通知すること。

9 テレワーク（在宅勤務）システムの導入支援

- ア テレワーク（在宅勤務）システムを利用するにあたり、三重県と協議の上、導入支援を行うこと。
- イ スマートフォンを使わない認証方式においてハードウェアトークンを採用する場合、テレワーク（在宅勤務）システムにて利用可能なハードウェアトークン100個を調達し、令和8年3月13日までに三重県に納品すること。
- ウ 三重県の指示に従い、テレワーク（在宅勤務）システムの管理者画面等において、必要な設定の支援を行うこと。
- エ ネットワーク又はファイアウォール等の構成変更が必要な場合は、三重県及び三重県が別途契約している三重県情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務委託事業者に説明すること。
- オ テレワーク（在宅勤務）システムの操作方法を、デジタル改革推進課の担当職員及び三重県が別途契約している三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託事業者（以下、「ヘルプデスク」という。）に説明すること。

10 テレワーク（在宅勤務）システムの運用業務

- ア 運用の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- イ 運用に関する問い合わせへの対応は、三重県開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、対応時間外であっても電子メール等により問い合わせの受付は可能とし、対応時間外に届いた問い合わせには翌開庁日の8時30分から対応を行うこと。
- ウ 設定や操作に関する三重県からの問い合わせに対して回答すること。
なお、問い合わせは利用者ではなく、デジタル改革推進課の担当職員又はヘルプデスク担当者が行うこととする。問い合わせの履歴管理は受託者にて実施すること。
- エ 文書成果物（運用報告書等）として、令和9年3月31日までに電子媒体（CD-ROMまたは、DVD-ROM）1部を納品すること。

11 実施体制

- (1) 本業務の受託事業者は、本業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 本業務の受託事業者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結後に提出すること。
- (3) 原則として、契約期間を通じ、体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、三重県に申し出、承諾を得ること。
- (4) 三重県との連絡対応窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

1.2 その他注意事項

- (1) 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託者は、何人に対しても使用期間中又は使用期間終了後を問わず、業務上知り得た三重県の業務の一切を漏らしてはならない。
- (3) 見積金額については、導入支援作業費用、ハードウェアトークン購入費用、12ヶ月分の利用料、その他当該サービスを利用するためには必要な費用及び運用費用をすべて含むこととする。
- (4) 本業務を行う際、ネットワークに対して影響がある場合は、本業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に三重県の承認を得ること。
- (5) 本業務のスケジュールについては、事前に三重県の承認を得ること。
- (6) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (7) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても三重県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、三重県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (8) 契約不適合の場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて費用の減額を請求することができる。この場合において、費用の減額の割合は引渡日を基準とする。ただし、三重県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、費用の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10) 受託者が(9)(イ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11) 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情

報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。

なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。